令和4年10月19日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 令和4年10月19日(木)

午前10時開会 午後0時6分閉会

- 3 場所 議場
- 4 出席委員

濵 田 洋 一 委 員 長、竹之内 和 満 副委員長、濱 門 明 典 委 員、仮屋園 一 徳 委 員、牟 田 学 委 員、岩 﨑 健 二 委 員、 濵之上 大 成 委 員、野 畑 直 委 員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議 事 係 主 査 東 岳 也

- 6 参考人及び補助者
 - (1) 参考人

薩摩沖次世代エネルギー推進協議会

会長 大川建設株式会社 代表取締役 若 松 公 洋 氏 (陳情第14号提出者)

(2) 補助者

薩摩沖次世代エネルギー推進協議会

阿久根建設株式会社 常務執行役員 東 園 啓一郎 氏

7 説明員

総 務 課 課 長 中 野 貴 文 君 機 管 理 係 長 早 水 健 児 君 危 課 島 浩 君 企 画 調 整 課 長 福 課長補佐兼地域振興係長尾上 君 覚 史 企画調整係長兼統計調查係長 岩 下 亮 一 君

- 8 会議に付した事件
 - (1) 陳情第14号 薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情
 - (2) 陳情第4号 電源立地地域対策交付金に関する陳情
 - (3) 陳情第13号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情
 - (4) 所管事務調査について
- 9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○陳情第14号 薩摩沖洋上風力発電計画に賛成を求める陳情

濵田洋一委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

この際、陳情第14号を議題といたします。

本日は、さきの委員会で決定したとおり、陳情者を参考人としてお呼びしておりますので、 陳情趣旨や意見を聴取いたします。

お呼びした参考人は、陳情者の若松公洋さんでございます。

また、参考人から、補助者として東園啓一郎さんを同席させたいと求められておりますので許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、補助者の同席を許可いたします。

それでは、参考人及び補助者は入室をお願いいたします。

[参考人及び補助者入室]

濵田洋一委員長

参考人及び補助者に御出席いただきました。

参考人におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の審査のため御出席いただき、誠に ありがとうございます。

委員会を代表してお礼申し上げます。

参考人及び補助者に発言についてお願いがございます。御発言される際は、挙手していただき、委員長から指名を受けた後にお願いいたします。また、委員会記録作成のため録音しておりますので、マイクを近づけていただいた上で、マイクのランプが点灯したのを確認されてからお話しくださるようお願いいたします。

それでは、陳情趣旨について、参考人に説明を求めます。

若松公洋参考人

本日は、委員の皆様方にお忙しい中、このような機会を設けていただきまして、まずは感謝を申し上げます。

何分こういう場は不慣れでございますので、御配慮いただきますようお願いいたします。 陳情趣旨につきましては、一言で申し上げますと、阿久根市を含む薩摩半島地域に経済効果が見込める洋上風力発電事業を推進をしたいということでございます。

そのためには、県知事が国に対して情報提供を行い、有望な区域の指定を受けなければなりません。

阿久根市においても、行政と市議会、そして関係する団体等がより連携をして県知事と県 議会に意見書の提出をお願いするものでございます。

濵田洋一委員長

それでは、補助者の補足説明はございませんか。

[東園啓一郎補助者「ありません」と呼ぶ]

参考人の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

野畑直委員

この陳情の趣旨は、私もカーボンニュートラルということで、よく理解をしているところでございますが、今、陳情者は若松さんが1人の名前でされていますけれども、この中身を見ますと、薩摩沖次世代エネルギー推進協議会を設置しているということですが、市内の建設業、宿泊業、飲食店組合、その他団体企業ということで書いてありますけれども、実際、この人数といいますか、そういうことが分かる資料があるんですか。

若松公洋参考人

令和4年の3月に薩摩沖次世代エネルギー推進協議会ということで立ち上げまして、発起 人全9団体で立ち上げております。

濵田洋一委員長

人数は何名ぐらいいらっしゃいますかと。

若松公洋参考人

発起人としまして、9事業所、団体ということになっております。

野畑直委員

この9団体の発起人でということですが、私が求めてるのは、これに書いてあるように市内の建設業、宿泊業、飲食店組合、そういう方々が集まってされているのか、9団体の9人だけなのか、そこのところはどうですか。

若松公洋参考人

現在活動が、今年に入りまして4月に取りあえず9団体でスタートしまして、ちょっと時間的なことがあったものですから、9団体のみで、第1回、県知事のほうに要望書を提出したところでございます。

それで、これからですね、また今年度の期限に向けて、今後、趣旨を賛同する方を募って、 団体、人数を増やしていくというような、今、流れでございます。

野畑直委員

ということは、まだ推進協議会の人数というのは、今のところはっきりしてないと。例えば、市内の建設業では何人、宿泊業が何人というのがあったほうが、私はより市民の大きな声になるのかなと思っておりますので、今回そういうふうに、まだそういう賛同者を集めるような状況であればですね、来年の3月までということですので、時間的にはまだ議会のほうも対応できると思うんですが、そういう名簿というか、それぞれの団体の会員の名前が分かって人数も把握できるものがあったほうがいいと思いますので、今日はそういうことであれば、そういう名簿を作っていただいて、より大きな声にしていく必要があると思いますので、今、参考人が言われたような、進めていくということであれば、人数を把握できる資料というのがあったほうがいいのかなと思いますので、その辺はいつ頃できるとか、そういうことはどのように考えていらっしゃいますか。

若松公洋参考人

早急に発起人が集まりまして、各団体に働きかけをいたしまして、識別可能なように団体の業者名まで入れて、賛同できる方を募って、早急にやっていきたいと思っております。

野畑直委員

やはり洋上風力発電となると、漁業者の考え方も聞かなければいけないというところも出

てきますので、先ほどから言いますように、今、参考人の1人の名前だけですので、これではちょっと説得力に欠けるかなと思いますので、今言われたように、そういう人数が分かる 資料というものを提出していただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

牟田学委員

私も推進協議会の一員でありますけれども。

要望事項の中に、将来を見据えて、稼ぐ力の向上、経済波及効果というのがあるんですが、 これが実現した場合に、阿久根市にどのぐらいの経済効果があるのかというところは、試算 はできてないんでしょうか。

濵田洋一委員長

着席のまま、しばらく休憩に入ります。

(休憩 午前10時10分~午前10時23分)

濵田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

若松公洋参考人

経済波及効果の質問がございました。先行する山形県の事例で、規模が大体半分ぐらいということを想定をいたしまして、今回の案件に置き換えたら、直接投資が大体260億円から827億円、経済波及効果が一次、二次、合わせまして、690億円から1,950億円と、概算で、想定でこういう数字も出ております。

仮屋園一徳委員

海上風力発電計画について、推進協議会として陳情書を出されているんですけど、全国的に先行しているのが、秋田、山形、千葉県の銚子ですかね、五島とかそういうところがあるんですけど、ほかのところを含めて、そういった推進協議会の会合みたいなものがあるんでしょうか。それとも業者からの情報だけなんでしょうか。

若松公洋参考人

その辺につきましては、多分、その地域、地域で状況が変わると思いますので、そこについては、ちょっと分かりません。

仮屋園一徳委員

なぜかと言いますと、いろいろな進め方があると思うんですよ。この陳情書の中にもですね、できるだけ県のほうに早く、計画書ですかね、出してもらうという方向にいくためには、やはり先進地の事例というのが相当参考になると思うんですよ。そういったことで質問したんですけど、もし今後、そういう進め方について、先進事例が、こちらの現地に似たようなところがあれば、九州管内でほかのところもそういうのがあれば一番いい参考になるわけですので、もしそういった資料等があった場合には、今後、見せて欲しいなと思います。

濵田洋一委員長

今のは、今後の要望ということでよろしいですか。

〔仮屋園一徳委員「何もないようであれば要望でいいです」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

濱門明典委員

推進協議会という9団体の団体名を差し支えなかったら教えていただきたいと思います。

若松公洋参考人

全9団体です。建設業が5社です。宿泊業が1社。あと飲食店組合が2名。あと、夢まち プロジェクトさんというふうになっております。

竹之内和満委員

この件に関しては、県議会で一般質問でされたと思うんですけど、県議の方が。でも、なかなか知事がうんとは言わないという状況のもとで、この要望事項に令和5年3月28日までに県知事、県議会に国に対しての情報提供と有望な区域の指定の意見書の提出をお願いしますと書いてありますが、3月28日というと3月議会はなかなか間に合わないから、やっぱり12月議会で出して欲しいとかそういう要望はありますか。

若松公洋参考人

前回がですね、串木野市長初め串木野の団体の皆さん方と一緒に知事のほうにお伺いいたしまして、要望書を出したところでございます。

スケジュールの関係もございますけれども、できれば、また串木野の皆さんと一緒に出していきたいと思っております。その中で、今回、陳情書を出しましたので、結果はどういうふうに進んでいくか分かりませんけれども、タイムスケジュールをですね、2市でできれば合わせたような形で行動できればなというふうには思っております。

竹之内和満委員

一緒にということは、もうその日程も一緒に決めたということになるんですかね。阿久根市議会の日程を見ると、やっぱり3月議会では3月28日に出すのは難しいということです。 逆算すると12月議会、年内にしなければいけないということになるのですが、それでよろしいんでしょうか。

若松公洋参考人

この意見書が議会を通すことなのか、ちょっと私には分からないもんですから、その辺の 細かいところは現時点では分かりません。

竹之内和満委員

市議会から意見書提出するということは、市議会で本会議で、陳情書を採択しなきゃいけませんので、議会を通さなきゃいけないと思いますので。

野畑直委員

今の件ですけれども、参考人に、議会の議決のどうのこうのというのは、なかなか分かり づらいからそういう答弁されたと思うんです。

意見書についても、この委員会で意見書を作って、今、竹之内委員からあったように、議会で可決して、そしてそれを知事あてにでも意見書を作成して出すということが流れです。3月28日ということで、例年からいけば、3月の24~25日頃に最終本会議が行われていますので、考え方からいけば、可決できれば28日に、本会議がそれ以降にあるということは例年ないですから、当然間に合うと思うんですよ、3月でも。今、参考人から言われたように、私の聞く範囲では、串木野市議会のほうも積極的に推進しているようなことも聞きますので、足並みをそろえながら、そしてまた先ほど言ったように、参考人のほうでしっかりと名簿もたくさん集められるものだったら集めてですね、今の参考人の話を聞くと、漁業者の反対とか何とかじゃなくて、とにかく洋上風力発電をやりたいんだという意見書だと思いますので、そのように理解していけば、こちらの阿久根市議会のほうでもですね、可決されていくこともあるんじゃないかと思いますので、そのように理解しておりますので、特別、答弁は要り

ませんけれども、そういうふうに進められると思います。

濱門明典委員

洋上風力発電ということで、阿久根市も自然公園の一端を担っております、川内もですね。 そういったときに非常に景観というのが変わってきます。風貌といいますか、景観が変わっ てきますよね。そういうところは、いろいろ今後、また出てくると思います。また、反対や ら、ほかの陳情も上がって来るかもしれないですね。そういうときにですね、やっぱりこれ を推進していく中で、今こういう経済も低迷しているような状況なので、こういうものが入 ってきて、阿久根が浮上するようなことがあれば、またそれを、また考えていかなきゃいけ ないということなので、今後また大変かと思いますがよろしくお願いしときます。

濵田洋一委員長

御意見ということでよろしかったですか。

〔濱門明典委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、最後に参考人から何かございますか。

[若松公洋参考人「ありません」と呼ぶ]

補助者の方からはございますか。

[東園恵一郎補助者「ありません」と呼ぶ]

なければ、以上で参考人への質疑を終了いたします。

それでは、私からお礼を申し上げます。

参考人及び補助者におかれましては、大変お忙しい中、御出席くださいましたことに心から感謝申し上げます。

本日お伺いしましたことを、今後の審査に生かしてまいりたいと思っております。

誠にありがとうございました。

それでは、退室をお願いします。

[参考人及び補助者退室]

濵田洋一委員長

続きまして、そのほかの審査方法について御意見をお伺いいたします。

御意見ございませんか。

〔発言する者あり〕

洋上風力、この陳情書に関することで、ほかに審査はございませんかということでございます。

濵之上大成委員

るる話が出たんですが、やはりこの委員会としては、この先駆者のところの情報を調べたり、委員会としてもですね。それと同時に、いちき串木野市がそういう状況にあるとすればですね、今の原発じゃありませんけれども、串木野市、川内、阿久根、過去に連携をとった経緯もあります、そういった問題も。だから、串木野市議会と一緒に連携をとるためにも、議長を通してですが、そういった話合いを今後しないといけないということを考えると、継続という捉え方で来年の3月までは、びっちりしたほうがいいんじゃないかなというふうな

思いをしております。

岩﨑健二委員

市議会の再生可能エネルギー推進議連として、情報を持っていることを申し上げておきた いと思います。

今、推進議連があるのは、いちき串木野市、薩摩川内市、阿久根市議会の3市議会です。 いちき串木野市は、市長がこの事業についてはものすごく前のめりで、いちき串木野市は もう既に、市がイニシアチブをとって、市長が会長となって推進協議会を立ち上げ、活発な 活動をされております。

川内市は、川内原発の40年超のことも絡んで若干後退ぎみです。

ここに書いてある令和5年3月28日までという期日は、知事が国に対して情報提供する期日ですので、それ以前に、知事が判断できるものを提供しないといけないということになろうかと思います。だから、3月議会で阿久根市議会が、仮に最終本会議でこの意見書を提出しても、3月28日に知事が国に申請するには期間がありませんので、3月議会では恐らく間に合わないと思っております。

2、3日前の新聞に載っておりましたが、鹿児島県の再生可能エネルギーの数値目標が、目標から若干遅れているというような記事もありまして、県も再生可能エネルギー推進については、今後また、もっと機運を上げていかないといけないというような記事が載っておりましたので、私としては、先ほど参考人からもありましたとおり、事業が実際に実施できるかできないかのずっと前の段階で、県が有望地域としての情報提供を国にして、国が指定をしてから、それから事業の実施に向けて、やるかやらないかとか、いろんな環境アセスとか、あるいは、漁協とかいろいろな団体との協議とかというのは進んでまいりますので、今の段階では、全くそのテーブルにも載せられないという段階ですので、知事において3月28日までに国に対して情報提供してくださいというのがこの陳情の趣旨ですので、まずは、県知事が情報提供を国にして、国がさらにそこから、有望地域に指定するかしないかというのは、今までの例からいうと、大体、2年から3年連続して知事が情報提供して初めて、国が指定するというのが、今までの秋田とか千葉とかでの流れになっているようですので、5年の3月28日までに知事において情報提供を国にしていただかないといけないという期日が決まっておりますので、これに向けて、私たちは動いていく必要があると思っております。

これを採択して、知事に意見書を出したから、即それがどうなるかというものでも、簡単にはいかないものだと思いますので、いちき串木野市は連携は非常に取りやすいです。先ほど参考人からありました知事への要望書も、私と木下議員だったかな、議連として参加をさせていただいて知事にも要望書を出したところで、そのときは、いちき串木野市の市長も同席をされました。川内市はそのときは参加していなかったと思います。

そのような状況ですので、私たち阿久根市議会としての知事への意見書はできるだけ早く、 この陳情書を採択していただいて、できるだけ早く意見書を提出していく必要があろうと私 は思っております。

野畑直委員

今、岩﨑委員から詳しく説明があって、私は、この陳情書を見て、市議会に対して令和5年3月28日までと書いてあるから、先ほど委員会の中でもそれでいいのかなという判断で、陳情書を見てそう判断して、そういうことを発言したつもりでしたけれども。参考人のほうからも、そのときに、いやそうではなくてという話がなかったものですから、ちょっと戸惑

っているところですけれども、今後の進め方によっては、何もその3月28日にこだわらずに早く出したほうがいいのであれば、先ほど私が言いましたけれども、参考人には、推進協議会の会員数とかそういうものを集めていただいて、陳情者のほうでそういう書類をそろえていただければ、早く意見書も提出することができるのではないかと思っています。

あくまでも、陳情書の中身を見て、私は意見を言ったもんですから。

濵田洋一委員長

それでは休憩に入ります。

(休憩 午前10時43分~午前11時1分)

濵田洋一委員長

委員会を再開いたします。

先ほど来、委員の皆様方から多くの御意見をいただきました。

今後の審査方法ということで御意見をいただきましたけれども、この陳情書の件につきま しては、継続審査というふうに取扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そして、次回開催するときには、先ほど来、御意見をいただきました、近隣の自治体の推 進協議会等となるところと意見交換を行ったり、我々も勉強を今後もずっとしていきたいと いう旨のお話もありましたので、そういったこともやっていきたいというふうに思います。

それから、先ほど野畑委員からもありましたけれども、参考人の方々への、会員を増やしていただいて、取組を前に進めたほうがよいのではないかという中で、参考人のほうからも、やはり今後、会員数を増やして、機運を醸成しながら、そのように取り組んでいきたい。また、名簿の作成等も行いまして、提出をしていきたい旨の話をされましたので、次回の委員会のときに、今、話をしましたことを踏まえまして、開催をしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、1時間たちましたので、ここで休憩に入ります。

(休憩 午前11時4分~午前11時15分)

○陳情第4号 電源立地地域対策交付金に関する陳情

濵田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第4号を議題とし、審査に入ります。

9月9日の本委員会において、所管課に出席を求め、電源立地地域対策交付金の要望活動 及び本市のUPZ圏内の面積について質疑を行いましたが、そのうち要望活動について所管 課に資料の提出を求めました。

この資料が所管課から提出され、先日、皆様に配付いたしました。

本日は、この資料に基づいて審査を行います。

この資料について、所管課に出席を求め、質疑を行う必要があるかどうか、皆様方の御意見をお伺いいたします。

御意見ございませんか。

[発言する者あり]

要望活動について所管課に資料の提出を求めました。

この資料が所管課から提出され、先日皆様方に配付されており、皆様方が確認、熟読されているかと思いますが、質疑を行う必要があるかどうか、皆様方の御意見を改めてお伺いいたします。

竹之内和満委員

要望書はいただきましたが、ちょっと説明をしていただきたいなと、所管課を呼んで欲しいと思います。

濵田洋一委員長

それでは、所管課に出席を求めたいとの御意見でございますので、所管課に出席を求める ことといたします。

所管課に出席を要請いたしますので、準備が整うまで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分~午前11時18分)

〔総務課及び企画調整課入室〕

濵田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

所管課に出席していただきました。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

竹之内和満委員

この九州地方電源地域連絡協議会の要望書なんですが、名簿を見ますと、鹿児島県からは 薩摩川内市の市長が鹿児島県の電源地域連絡協議会の会長として出席されるというふうに名 簿に載っております。ということは、鹿児島県内でこの要望を各市町村から入れて、その要 望する機会があるんでしょうか、鹿児島県の協議会の中で。そこはどうでしょうか。

福島企画調整課長

委員の質問は、鹿児島県の協議会として要望を行っているかというふうな御質問の趣旨と 承りましたけれども、鹿児島県単独で中央要望等を行っているということはございません。

要望書の内容を九州のこの協議会全体で取りまとめた上で、九州の協議会として中央要望 を行っているというところでございます。

竹之内和満委員

役員名簿を見ますと理事の中に川内市長が入ってるということで、その中の肩書は鹿児島 県電源地域連絡協議会会長ということ。会長ということは、そういう会があるということで すので、そういう話合いの機会、要望を取る機会というのはないんでしょうか。

福島企画調整課長

要望書の取りまとめに際しましては、鹿児島県の協議会の会長である薩摩川内市長から、 阿久根市も含めた会員のほうに意見照会がありまして、そちらについて、こちらの内容を確 認した上で回答をして、それを鹿児島県の協議会の意見として、九州の連絡協議会のほうに 返していくと。そういった流れで、要望については執り行われているというところでございます。

竹之内和満委員

ということは、要望がある場合はこの会長、川内市長を通じて要望出せば、この九州地方 電源地域連絡協議会のほうに行くということになるわけですかね、その要望が認められれば、 県で。

福島企画調整課長

そのとおりでございまして、こちらで出した意見が、鹿児島県のほうの協議会を通じて、 そこで特に何もなく意見として出されて、それがさらに九州のほうに反映されれば、我々の ほうから意見が反映されるという流れでございます。

野畑直委員

今の竹之内委員の考え方というか。鹿児島県の電源立地連絡協議会の会長が川内の市長で、 要望はその中で取りまとめて、九州地方の電源地域連絡協議会に進言するということですが、 鹿児島県の連絡協議会は、いつ開催されたんですか。

福島企画調整課長

会の会合自体は開かれていないところでございますが、鹿児島県の協議会の会長、薩摩川内市長からは5月6日付けで、今年度につきましてですね、要望書案の意見照会がありました。そちらに対して、5月20日付けで、こちらにつきましては内容を確認した上で回答したところでございます。

野畑直委員

先ほど課長の答弁では、鹿児島県で要望内容を検討して、そしてそれを九州地方の連絡協議会に持ち上げていくということでしたので、当然、阿久根市の要望事項等がどこかで発言される機会がないと、常にいつも決まってるものを連絡をもらって確認するだけというふうに聞こえるんですが。

福島企画調整課長

要望書案につきましては県の協議会から来ているところでございますが、その内容につきまして、我々も考えております交付金の配分方法ですとか、そういったことについての内容が盛り込まれておりましたので、確認した上で、我々としてもこの意見でいこうということで、内容を確認しておりますので、そういった意味で確認して回答したというふうに先ほど申し上げたところでございます。

野畑直委員

これまでに阿久根市で要望した主な項目というのは何がありますか。

福島企画調整課長

こちらとして、意見を主体的に入れたというところはございませんが、先ほど答弁で申し上げましたが、地域交付金の配分方法等についてもですね、課題に感じております距離に応じた配分ということも盛り込まれておりますので、そういった内容について協議会の会員全体で要望をしていくという流れで、我々も要望しているというところでございます。

野畑直委員

今、課長のほうから、距離に応じてと。私はこの前から面積で配分するほうがいいのではないかというふうなことを申し上げておりますけれども、この原子力発電施設に係る支援策についても、確かに距離に応じて、市町村全域を交付対象とするというふうになっておりま

して、私が危惧するのはですね、例えば、あの福島の事故があったときに放射能で汚染されて、もちろん家にも住めなくなる、農地の耕作もできなくなる、そういう考え方から面積に対する配分をしてもらいたいということで、面積のことについてそういう対象にしてもらいたいということを申し上げておりますけれども、課長はその辺について、要望していきますということですが、その機会というのは、鹿児島県の協議会の中で申し入れることは、なさそうに感じるんですが、どのように私たちの考え方というのは伝えてもらえますか。

福島企画調整課長

この交付金の、まず1番の今の課題としましては、やはり立地自治体と隣接自治体でかなりの額に差が出ていると、そういったところであるというふうに考えております。ですので、まずは我々といたしましては、立地市町村、隣接市町村等にかかわらず、原発の立地する地点からの距離に応じて、まずこの交付金の配分といいますか対象を考えてほしいということを申し上げているところでございます。まずは今、そちらについて要望してるというところでございますので、こちらをまず、我々の要望をかなえるべく努力していきたいというふうに考えております。

その上で、面積等におきまして、今回いただいた意見につきましてはですね、まだ鹿児島 県の連絡協議会等に、今後、協議、相談等をしていきたいというふうには考えております。

野畑直委員

私は、今のこの距離に応じてという考え方、これは、今、周辺9自治体の電力の使用量に よって配分されてますよね、交付金の内訳が。そうじゃないですか。

福島企画調整課長

使用量といいますか、電力の量に応じて電灯需要家の契約口数ですとか、電力需要家契約ワット数、こういったものに応じて案分されて配分されているってことは事実であると考えております。ただ、額の差が大きいのは、立地自治体に独自に配分されている長期発展対策交付金相当分、こちらがやはり相当の額の差が生み出してる原因というふうに考えておりますので、まずはこの辺も含めて、先ほど申し上げた距離からの配分ということについて、要望をこれからもしっかりていきたいというふうに考えております。

野畑直委員

今、課長の答弁を聞きますと、1自治体からは、そういう問題を提起しても取り上げてもらえないというような感じの答弁に聞こえますけれども。私が言ってるのは、川内原発でできた電力は、周辺9自治体だけで使うものではなくて九州一円で使うものですから、もう少しこの交付金については、安定したものにしていく必要がある。そのためには、面積でやるほうが1番いいのかなと。使用量によるということは、契約戸数ということはやはり使用量ということですからですね。この辺については、今ここで課長と議論しても何もなりませんけれども、私が言ってるように、一たび事故があると、帰還困難区域に指定され耕作もできなくなるということがあるから、この面積についてはその部分を加味してもらいたいという考えでいるからこういうことを言っております。課長は、そこの耕作ができなくなることが実際に福島のほうでありますけれども、そのことについてはどう考えていらっしゃいますか。

福島企画調整課長

UPZ圏内に大きな影響が及ぶということについては、当然認識しているところでございまして、問題意識については委員と同じようなふうに考えております。ですので、いただいた御意見等も踏まえながら、来年度の要望等について検討してまいりたいと思います。

野畑直委員

そのような考えで要望を強くやってもらいたいと思います。

それでですね、この前から、UPZ圏内の面積について、私ははっきりと数字を出すべきだということを申し上げておりまして、その中で8月9日の企画調整課長の答弁では、UPZ圏内の面積ということは総務課に確認がとれたところですが、やはり市としては、現状では算出していないというところでございます。ただ、先ほど御指摘のありましたとおり、市として正確な30キロ圏内の面積等について把握する必要があるということですというふうに答弁されております。ところが、9月9日の総務課長の発言では、阿久根市全体がそういことで、そういう面積については測量会社等に委託しなければならないような答弁をされておりますが、企画調整課長と総務課長の考え方には開きがあるように感じるんですが、その辺はどうですか。

中野総務課長

私のほうから、前回それから前々回の答弁の内容についての考えをお答えさせていただき たいと思います。

野畑委員から、UPZ圏内の正確な面積を出して、それをいろんなものの指標として使うべきというようなお考えのもと、その算出をしなければいけないんじゃないかという御意見でございました。

現状において、そのUPZ圏内の面積を、今、交付金の中で使うというようなことがございませんので、早急な対応というのは、前回お示ししたとおり、厳密にその面積を出していくというのは、前回答弁したとおり、測量会社にいろんな委託をかけて厳格にやらないといけないというところでございます。

そういった意味で、政策監からは、総務課にその面積のことについては確認をしなければいけないという答弁であって、私のほうとしては、実際のところそれを出すことについては、まだ所要の手続が必要というようなことを答弁させていただいたところでございます。

そのあと、実は、庁内でこの面積を何とか割り出す方法はないだろうかというようなことを少し検討いたしました。その中で、阿久根市の地図情報システムを持っております。その中で何とか割り出せないかというようなことを探ったわけですけども、具体的に、本当に厳密なというようなところはなかなかできなかったんですけども、川内原発から30キロの範囲を、地図情報システムから本市の3万分の1の地図上に落とし込んだところです。

市の全体の面積から30キロ圏外の面積を除いた残りの面積、いわゆるUPZ圏内の面積というのが一応算出されたところでした。その値については、125.25平方キロメートルという値を、今、算出したところでございます。

野畑直委員

125.25。これについては、測量会社に委託するではなくて、9月9日以降に総務課長がそういうふうな、勉強してというようなこと言われました。今、国土調査の座標が外周は全部あるわけですよね、阿久根市の。そして、川内原発からおおむね30キロという考え方に、どうも課長は、この前の考え方、ルーズな考え方を持っておられたと私は判断しています。

なぜおおむねという表現を国はしているのかなというと、私は、原発は1基じゃなくて2基あるわけだから川内に。だから、正確な中心点というのはないと思うんですよ。だからおおむね30キロ。しかしそれは30キロであって、200~300メートル違ったから、例えば、川内で1号機と2号機が500メートル離れたとしても、だから、おおむね30キロという表現しか

できないからこういうふうになっているのかなと、UPZ圏内はですね。

だったら、薩摩川内市にある原発のおおむね中心点から30キロっていう座標計算をすればですね、方位は分かってるわけだから、あとは、その外周の国土調査の座標の交点計算をすれば、すぐ市役所で私は分かると思ってたから、隼人方面の面積さえ出せば、阿久根市の総面積は135.2平方キロメートルですか、それから引き算をするだけでできるから、測量会社に委託するとかそういう言葉が出てくるとは思わなかったもんですから、そこに何でこだわって、UPZ圏内の面積を出すことをできないということを言われたのはおかしいと思うんですよ。

ですから、役所のほうで全部データがあるわけですから、計算してできると思うんですよ。 それをしたから125.25が出てきたのか、それはよく分かりませんけれども。この125.25という、25まではいいですけれども、125キロ平米が阿久根市のUPZ圏内であることを交付金の要望事項に、全体をこうですよ、そして、125平方キロがこうですからということにして要望に入れるべきだというふうに考えたから、面積にこだわって、帰還困難区域がこれだけになりますよということを、私は言ったほうが、より要望事項としていいのかなと思って申し上げたところでした。

そこで、こういう答弁の食い違いがあったりすることは、私はどうも、委員会としてですね、おかしいなと思って。総務課長はうまく逃げられたと思っていますよ。8月9日の企画調整課長の答弁と全然違うことを言われたというふうに判断しておりますけれども、どうですか。

中野総務課長

この話の流れから、私の取り方がまずかったというところがあれば、おわびをするところでございますけども。この話、交付金の話が絡んでおります。その中で、厳密な面積を出せというような趣旨で、私どもは受けていたところでございます。ただいま野畑委員からありましたとおり、川内原発の敷地がかなり広い、その中で中心点をどこで取るか。それによって、かなりな誤差が出てくるというふうに考えていたところです。そのため、厳密なUPZ圏内の面積を出すには、そういったいろんな細かな調査が必要ということを先ほど申し上げたところでございます。

一貫して、おおむね30キロというような範囲ですので、これまでも、私どもは、隣接市の阿久根市全体がおおむね30キロに入るというようなことを申し上げてきたところでございます。

なかなか、そのおおむね30キロの取扱いの言葉の受け方がどうかというふうに考えるところですけども、いわゆる、本市としては、阿久根市全体がおおむね30キロに入っている。そして、もしそれを交付金の、UPZ圏内の面積を交付金の指標にするのであれば、非常に厳密な調査をやって、各市町の状況も基準を合わせて、そういったことを算出していかなければならないという前提のもとに、これまで答弁をしてきているところです。

野畑直委員

おおむね30キロという、UPZ圏内という表現をしてあるわけだから、私が言ったUPZ 圏内を厳密にする必要は、私はないと思いますよ。

ですから、125平方キロメートルがあるんだったらそれでいいんじゃないですか、135平方キロメートルに対して125平方キロメートルはUPZ圏内。その程度でいいと思いますよ。 川内原発の敷地が広いじゃなくて、川内原発1号機あるいは2号機の1本であればですよ、 1号機から30キロだと思いますよ。広いからとかそれも関係ないと思いますよ。放射能が発生するところは原子炉があるところなんですから。だから、中心点を決めてすれば、ある程度の面積の算出は簡単にできたはずなのに、前回と全然、今度は詳しい数字まで出してきたじゃないですか。前回は、総務課長はですよ、30キロの距離を割り出す部分において、地図データ等が必要になるというようなことでできないというようなことを言われましたけれども、できたじゃないですか、1か月経ったら。

何でこういう答弁をされたかというほうがおかしいですよ。

努力して出してみます。そしたらおおよそ125平方キロメートルでしたという答えを出してくればよかった。ちょっと計算してみますと。ということの答弁は、私は欲しかったところです。

中野総務課長

今、125.25という100分の1の範囲までお答えしましたけども、これはあくまでも地図上での案分の数字でございます。今、野畑委員がおっしゃっている部分について、方向性は全然、私どもと違わないところなんですけども、実際のところ、交付金の算定にどうのこうのというような話がございましたので、私としましては、厳密な数字を求められているものというふうに理解して、これまでそのような答弁になってきたところです。御理解をお願いしたいと思います。

野畑直委員

私は、厳密な面積を出せと言ったことは1回もありません。この前の話でも、国土地理院が発行してる2万5000分の1とかそういうものでもいいんじゃないですかと言ってるから。何もその厳密に何平米まで出す必要はありませんよ。もともとUPZ圏内というのが、おおむね30キロなんですから。そこに、阿久根市だけ厳密に面積を出す必要は、私はないと思います。

ただ、阿久根市は全体としては135平方キロメートルだけれども、10平方キロメートルぐらいがUPZ圏外ですというような文言を入れて、例えばですよ、長島町なんかちょっとしかかかってないじゃないですか、面積は。だから、周辺9自治体の面積を、やはり、国も把握をして、そして、私たちはもう事故が、一たび事故があれば帰れなくなるんだから。そこを言ってるつもりでした、私は。

今、総務課長も私の考え方に違いがあったところも認めますし、こういうことも、阿久根市としては把握をして、いや全体なんですよというんじゃなくて、おおよそですけど125平方キロになっておりますというようなものを持っていて欲しかったということですので、これはこれで、了解します。

今後、面積について、私は交付対象にしていってもらいたいということをこの陳情書に対して、大きく年度で変化するから、もうちょっと安定したものをという陳情ですので、その陳情趣旨からすれば、安定するのかな面積のほうがと思って、意見としてそういうことを執行部に要望してもらいたいということを言ってるだけですので、よろしくお願いします。

濵田洋一委員長

ただいまの野畑委員の発言については、要望ということでよろしいですか。

野畑直委員

要望はしました。

執行部の考え方を聞かせてください。

福島企画調整課長

我々の問題意識は、繰り返しになりますが、現時点の交付金の配分方法が立地自治体にかなり偏っているというところがやはり課題と捉えておりますので、引き続き要望に関しましては、そこのまず解消といいますか、緩和といったことに向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

面積につきましても、今回御示唆いただきましたので、そういった点を含めまして、来年 度以降の要望につなげてまいりたいというふうに考えております。

[野畑直委員「よろしくお願いします」と呼ぶ]

濵田洋一委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、陳情第4号について、質疑を中止いたします。

所管課の方は退席をお願いします。

[総務課及び企画調整課退室]

濵田洋一委員長

ただいま所管課に対する質疑を行いました。

前回の委員会の中で、所管課に質疑を終えた後に採決に入るということで決定していただいたわけなんですが、採決に移ってよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、陳情第4号について採決に入ります。

まず、討議に入ります。

討議ございませんか。

野畑直委員

陳情書は、交付金の金額が陳情書に書いてある交付金の額と企画調整課からいただいた金額に差がありましたので、私は、このことについて参考人に訂正をして再提出してもらったほうがいいんじゃないかということで話をしましたけれども、陳情者は訂正しないと、再提出もしないということでしたので、皆さんはそういうところをどういうふうに考えているのか。ほかの委員の意見を聞きたいと思います。

濵田洋一委員長

ただいま、お話がありましたこの陳情の中身といいますか、文言、数字等について間違っている部分があるといった中で、このことにつきまして、ほかの委員の皆様方から討議という形でも結構ですので、御意見をお伺いしたいと思います。

岩﨑健二委員

金額の差異については、執行部より、なぜその差が出たのかというの説明があったと思っております。その捉え方だったんだろうと思っております。この陳情に対して大きく影響するものじゃないと私は思っております。

この陳情について、交付金の金額に根拠は不明確であるというふうに書いてありますが、 根拠は明確に示されていると私は思います。

またさらに、参考人がお話された中身を見ると、いかにも議会が何もやっていないような

言い方をされました。私は、参考人にもその旨を発言したと思っております。

また、文言の不備、あるいは、公文書にあってはならない文字の間違い等々が身請けられると思っております。

よって、私は先ほど言われた交付金の額についてのものについては、説明を聞きおおむね 了承したと思っておりますが、この陳情については、私は不採択とすべきものと判断してお ります。

仮屋園一徳委員

この陳情については、交付金に関する陳情というふうになっているんですけど、ただ、要望内容についてはいろいろ、4番等については安全神話はありません。福島の二の舞を出さないためにもいろんな角度から想定して川内原子力発電所に意見等申し入れるほか、交付金に関することでないものもあります。

内容については理解しますけど、この陳情については不採択にしたほうがいいのではない かと私は思います。

竹之内和満委員

陳情項目を見直すと、なるほどというところとどうかなというところ、両面性があるように思います。その中で、まず3番目に10年超で原発交付金のアップを要求することということですが、特別交付金でこの金額は、20年超を先に申請している4つの原発で億単位のお金がおりているようですので、これはアップというより別の交付金が入るということになろうかというふうに思います。

あと、通常の交付金なんですが。これに関しては、国と県と協議することということなんですが、実際は先ほど説明がありました、協議会を通じてそういう要望はできると。ただ、してるかどうかは別にしてですね。ここはしてもらわないといけないんですが。ということで、私は全体的に見ても不採択というふうに思っております。

濵田洋一委員長

ほかの委員からございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、討議を踏まえた御意見をいただきました。

その中におきまして、複数の委員の方々から理由と不採択というような御意見もいただきました。

そうした中におきまして、討議がないということでございましたので締めたいと思いますが、よろしいですか。

それから、次に、討論に入るわけですけれども、討論があられる方は討論をしていただいて、採決に進んでいきたいというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、討議がないようですので、討論に入ります。

討論ございませんか。

野畑直委員

この陳情に対しては、先ほど討議の中でも申し上げましたが、交付金に対する金額が違っておりましたので、参考人招致をして、陳情者に文言の修正等も含めて再提出すべきというふうに私は申し上げましたけれども。この内容では採択するわけにはいかないかなと思っております。

そこで、先ほどから執行部との話の中でも、この陳情書が出てきたことによって、私は、 面積を加味してもらいたいと、UPZ圏内の面積を加味してもらいたいということを要望を しました。

しかし、それはこの陳情書の中身とちょっと違うのかなというところもありますので、この陳情書の数字、交付金額、文言等について、このまま採択はできないものと思っておりますので、不採択でいいのかなと思います。

濵田洋一委員長

ちょっと休憩いたします。

(休憩 午前11時56分~午前11時57分)

濵田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、陳情第4号、電源立地地域対策交付金に関する陳情を採決いたします。

採択について諮りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第4号、電源立地地域対策交付金に関する陳情を採決いたします。

本陳情は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま議題となっております陳情第4号について、採択すべきものと決することに賛成 の委員の起立を求めます。

「起立者なし」

起立なしと認めます。

よって、本陳情を採択すべきものとすることは否決されました。

○陳情第13号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情

濵田洋一委員長

次に、陳情第13号を議題とし、審査に入ります。

本陳情は、川内原子力発電所の運転期間の延長に関するものでございます。

前回の委員会におきましては、九州電力が運転期間の延長に関して意思表示をしていない中での審査は難しいとの御意見があり、継続審査といたしましたが、10月12日、九州電力から原子力規制委員会に川内原子力発電所1号機及び2号機の運転期間延長認可に関わる申請書が提出されましたので、改めまして、本陳情の審査の方法について、皆様からの御意見をお伺いいたします。

岩﨑健二委員

九州電力は、再稼働についての申請をなされました。

その中で、県においても委員会が開催され、協議されているようであります。まだ県のほ うからの委員会の記録等も提出されず、また、設置市である川内市も何の動きも見えないと ころであります。

私たちは、そのような中で、そこの県の動き、あるいは、川内市の関係での動き等も調査 しながら、この審査についてはやっていく必要あると思いますので、私は継続審査でよろし いかと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

濵田洋一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ただいま岩﨑委員から、この陳情におきましても、今後、近隣自治体、立地自治体等の状況も踏まえ、当委員会におきましても継続すべきものという御意見がございまして、皆さんもそのことにつきまして、同意ということになりましたので、そのように決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、改めまして継続審査ということにさせていただきます。

○所管事務調査

濵田洋一委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

本委員会の所管事務調査は、川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働について、再生可能エネルギーについて、閉校後の学校施設の利活用についてを調査事項としております。 川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働については、関西電力の美浜原子力発電所 と高浜原子力発電所の立地地域で本市と類似する市町村を視察すること。

また、再生可能エネルギーについては、(仮称)北薩摩風力発電事業の事業者の説明を受ける場を設けること。

閉校後の学校施設の利活用については、さつま町のきららの学校を視察することとしているところでございますが、9月9日の委員会において、新型コロナウイルス感染症の感染状況の拡大が落ち着くまで視察を見合わせることとしており、視察の日程調整などについては、委員長に御一任いただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の現在の状況は、国の感染者数の取扱いについても全数把握の 見直しが行われるなど、これまでと変わってきております。鹿児島県においても、BA. 5 対策強化宣言が9月30日をもって終了し、爆発的感染拡大警報から感染拡大警戒機関に移行 されており、警戒レベルは2となっております。

このような状況であることから、視察先などに打診を行うなど視察の準備を行いたいと考えております。

ただし、昨日の議会運営委員会において決定された第4回定例会の会期日程案で御案内の とおり、本年は、第4回定例会が例年より早く開催されますので、これに支障のない範囲に おいて調整させていただきたいと存じます。

視察先との日程調整などの期間を考えますと、第4回定例会閉会後に開催せざるを得ないのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

本日、採決いたしました陳情第4号の委員長報告の作成、報告、議会だよりの作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕御異議なしと認めます。以上で本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後0時6分)

総務文教委員会委員長 濵田洋 一